

令和7年度潮来市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

潮来市は、茨城県の東南部に位置し、霞ヶ浦・北浦・常陸利根川流域に囲まれた地域である。全耕地面積に占める水田の割合は約75%で、基盤整備率が90%と整備が進んでいる。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足が進んでおり、担い手への農地の集積・集約を今後一層推進していく必要がある。

また、水量に恵まれた地域であるがゆえに、市内農地の大部分が湿田であり、これまで麦・大豆の生産やレンコン等に取り組んできた実績はあるが、土壌の特性等もあいまって水稲以外の定着が非常に困難である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

茨城県の生産数量目標値を基準に生産調整を推進し、飼料用米や加工用米への転換を主軸に取り組みを行っていく。

また、作付の難しい湿田等においては、レンコンやまこもたけ等の作物を紹介し、高収益化を進めていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稲以外の作物の定着が非常に困難な環境であるため、飼料用米への転換の向上を図り、経営所得安定対策を目指していく。また、密苗や防除共同散布等の生産技術の導入を推奨し、低コスト化を進めていく。さらに、農地の集積・集約を推進し、スケールメリットを活かした効率の良い経営を進めていく。

また、現地確認を通して水田の利用状況の点検を行い、地権者等への通知を通して点検結果の周知を行うことで改善を図る。

ブロックローテーションに関しては、将来的な実施を視野に入れて取組を行っていく。現地確認を通して、将来的に畑地化が可能な圃場を見極めていく。

作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

地域の特徴を活かして、環境に配慮した美味しい米づくりに取り組み、品質向上を目指す。一方、「一番星」等の極早生水稲品種を推進し、極早生米の産地として地位確立（ブランド化）を図っていく。

また、消費者・実需者のニーズに対応した、安全・安心で買ってもらえる米づくりの生産と販路拡大を目指す

(2) 備蓄米

備蓄米は、現行の栽培面積を維持する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

産地交付金を活用するとともに、市独自の奨励金を設定することで、大規模水稲農家を中心に推進を行っていく。また、市独自の奨励金において面積加算措置を行うことで、取組面積の規模拡大を図る。

また、飼料用米の生産性向上の取組の推進を図ることで、低コスト生産による農業経営の安定を目指していく。

イ 米粉用米

農協等の集出荷業者と調整しながら、需要先の確保を行ったうえで「笑みたわわ」の作付を行う。飼料用米同様、産地交付金を活用するとともに、市独自の奨励金を設定することで、大規模水稻農家を中心に推進を行っていく。また、市独自の奨励金において面積加算措置を行うことで、取組面積の規模拡大を図る。

ウ 新市場開拓用米

地元蔵元の協力により、酒米としての輸出用米の作付を行うことで、新市場の開拓につなげていく。

エ WCS 用稲

特記事項なし

オ 加工用米

当地域では加工用米の取組が適しており、安定した出荷量が見込める。そのため、産地交付金を活用し複数年契約による生産拡大を推進する。

農協や集荷業者との情報交換・連携強化に努め、安定的に生産供給を目指す。

(4) 麦、大豆、飼料作物

飼料作物については、現行の栽培面積を維持する。

(5) そば、なたね

特記事項なし

(6) 地力増進作物

連作障害の防止や収量の増加を目的として、地力増進作物の取組を推進していく。また、緑肥に適した作物等（レンゲ、シロツメクサ）の紹介を行うことで、より一層の推進を図っていく。

(7) 高収益作物

ア 高収益作物（園芸作物等）

茨城県成果物銘柄産地指定である春菊をはじめ、キュウリ、トマト、ナス、小松菜、ブロッコリー、いちご、かぶ、その他野菜の拡大を図る。

イ 高収益作物（花き・花木）

カーネーション、しょうぶ、ばら、その他花き・花木を振興品目とし、当面は現行の栽培面積を維持する。

ウ 高収益作物（その他作物）

茨城県青果物銘柄産地指定であるのせりやレンコン、まこもたけ、その他作物において拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,393	0	1,476	0	1,388	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	54	0	9	0	125	0
米粉用米	23	0	25	0	25	0
新市場開拓用米	1	0	1	0	1	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	158	0	114	0	174	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0	0	0	0	0	0
飼料作物	1	0	1	0	1	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	1	0	1	0
高収益作物	13	0	12	0	17	0
・野菜	9	0	8	0	12	0
・花き・花木	1	0	1	0	1	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	3	0	3	0	4	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	8	0	8	0	8	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	地域特認作物	地域振興作物の加算	地域振興作物作付面積	（令和6年度） 13ha	（令和7年度）12ha （令和8年度）17ha
2	加工用米・米粉用米	加工用米・米粉用米の複数年契約の取組への加算	加工用米・米粉用米複数年契約の面積	（令和6年度） 158ha	（令和7年度）128ha （令和8年度）158ha
3	加工用米・米粉用米・飼料用米	生産性向上・体制の効率化（加工用米・米粉用米・飼料用米）	加工用米・米粉用米・飼料用米1ha以上での作付面積	（令和6年度） 133ha	（令和7年度）148ha （令和8年度）148ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:潮来市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興作物への加算	1	1,000	地域特認作物	・地域特認作物を収穫し販売する取組 ・芝、花き・花木は、令和7年度が生育期間にあたる場合は、来年度以降の販売に向けた適切な肥培管理等を行うこと
2	加工用米・米粉用米複数年契約に対する加算	1	1,800	加工用米・米粉用米	複数年契約(3年以上)の取組
3	生産性向上・体制の効率化 (加工用米・飼料用米・米粉用米)	1	1,700	加工用米・飼料用米・米粉用米	加工用米・飼料用米・米粉用米の作付面積の合計が一定規模(1ha)以上の取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙) 地域振興作物の交付対象作物

※同一のは場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、2025年度（2025年4月～2026年3月）産のものとする。

○茶・たばこ等

茶、たばこ、加工用青刈り稲、ウコン（薬草）

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていること。

○野菜・豆類

きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、キャベツ類、ほうれん草、チンゲンサイ、小松菜、ねぎ、たまねぎ、レタス類、大根、にんじん、サトイモ、ごぼう、枝豆、未成熟とうもろこし、食用ばれいしょ、食用かんしょ、ブロッコリー、しゅんぎく、青さやいんげん、水菜、かぶ、青さやえんどう、未成熟そらまめ、きのこ類、小豆、すいか、その他野菜

○花き・花木

千両、松、菊（小菊含む）、カーネーション、ばら、しょうぶ、鉢物類、花壇用苗物、種苗類、その他花き・花木

※2025年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。

○湛水性野菜

れんこん、せり、まこもたけ

○苗木類

果樹、茶、野菜、花き・花木の苗又は苗木

※2025年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※苗木類を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。